

令和7年2月20日

公示第684号

電通健康保険組合
理事長 林 信貴

健康保険法第47条の規定により、令和7年4月1日より、令和8年3月31日までの間、任意継続被保険者に適用する標準報酬月額、保険料月額、介護保険料の上限を下記のとおりとする。

記

標準報酬月額 1, 3 9 0, 0 0 0 円

保険料月額 1 1 6, 0 6 5 円

介護保険料 2 6, 4 1 0 円

以上

2月20日から
掲示期間 _____
3月31日まで

令和7年2月20日

公示第685号

電通健康保険組合
理事長 林 信貴

健康保険法附則第3条4項の規定により、令和7年4月1日より、令和8年3月31日までの間、特例退職被保険者に適用する標準報酬月額、保険料月額、介護保険料を下記のとおりとする。

記

標準報酬月額	320,000円
--------	----------

保険料月額	26,720円
-------	---------

介護保険料	6,080円
-------	--------

以上

掲示期間	2月20日から
	3月31日まで